

奄美市公共施設等民間提案制度（セレクト提案方式）
「奄美市立赤木名小学校附属幼稚園跡地」活用 特記事項

1. 現状

本施設の対象地である本市笠利町においては、人口減少や高齢化の加速、景気の減退などの課題に直面するなか、今後の具体的な地域課題解決に向け、令和7年3月に「笠利版地域創生戦略」を策定し、今後の笠利町の発展や活性化を目指し取り組んでいる。

そのような中、課題解決の一つとして、本戦略にて、「地域住民、Iターン者、Uターン者みんなが住みやすいまち笠利町」を10年後のありたい姿とし、その課題への取り組みとして、定住・移住がしやすい環境づくりを掲げている。

2. 経緯と課題

令和8年4月より、笠利地区認定こども園が整備され、各地区の幼稚園、こども園が集約されることに伴い、奄美市立赤木名小学校附属幼稚園は閉園し、今後活用する見込みがない施設となる。

そこで、民間企業等に、幅広く地域振興に貢献する自由なアイデアにより有効活用を図っていただきたい。

3. 提案施設概要

(1) 施設名称（土地及び建物）

奄美市立赤木名小学校附属幼稚園跡地

(2) 所在地

鹿児島県奄美市笠利町大字外金久字28番1

(3) 地目

登記：宅地、現況：宅地

(4) 面積

公募面積：1,680 m²、建物（鉄筋平屋建て） 317 m²

(5) その他

建物については事務室、給湯室、遊戯室、トイレ等が利用可能

4. 事業概要・求める提案

「奄美市公共施設等民間提案制度募集要項 5. 提案内容の要件」を満たしたうえで、「笠利版地域創生戦略」の10年後のありたい姿「こどもを預けやすく、子育てしやすいまちになっている」に資する施設利用をテーマとし、具体的な施設利用方法については、提案によることとする。

5. 貸付の基準額について

【建物】貸付基準：2,979 円/m²（年間貸付額）944,428 円】

【土地】貸付基準：344 円/m²（年間貸付額）468,870 円】

（すべての面積を利用する場合）

※本提案内容が、「笠利版地域総合戦略」における子育てしやすいまちに資する提案を求めるものであり、審査により採択された事業に関しては、上記使用料金の半額となる場合もある。

6. 履行期限

履行のスケジュールについては、提案によるものとする。優先交渉権者決定後にスケジュールの詳細を協議し、決定する。

7. 事業実施スケジュール

事業実施は、奄美市公共施設等民間提案制度セレクト提案方式とし、事業実施スケジュールは以下のとおり定める。

民間提案制度公表（事前相談開始）	令和8年7月13日（月）
事前相談締め切り	令和8年8月12日（水）
事前相談完了確認書交付	令和8年8月17日（月）
参加申出書の受付期間	令和8年8月17日（月）～8月24日（月）
参加申出書の書類審査結果通知	令和8年8月25日（火）
提案書の提出	令和8年8月25日（火）～8月31日（月）
提案内容審査会 （プレゼンテーション・ヒアリング）	令和8年9月上旬
優先交渉権者決定通知	令和8年9月上旬
基本協定締結	令和8年9月中旬
契約の締結	提案によるものとし詳細については、基本協定締結後の協議による。
事業期間	提案によるものとし詳細については、基本協定締結後の協議による。

※奄美市公共施設等民間提案制度募集要項「9. 募集から契約までの主な手順（2）事前相談について」のとおり、必ず事前相談期間中に事前相談を行い、事前相談確認書の交付がなければ参加申出書を提出することはできない。事前相談締め切りまでに提案可能と判断が出来ない場合は、事前相談確認書の交付は行わないものとする。

8. 参加申出書の提出及び参加資格の審査

奄美市公共施設等民間提案制度募集要項「9. 募集から契約までの主な手順（3）参加申出書の提出及び参加資格の審査」のとおりとする。

9. 提案書類の提出

奄美市公共施設等民間提案制度募集要項「9. 募集から契約までの主な手順「(4) 提案書類の提出」のとおりとする。

ただし、提出書類⑥については、「奄美市公共施設等民間提案制度提案書（別記第1号様式）」と別途、詳細な企画書がある場合にご提出いただくものとし、様式は任意とする。

10. 提案審査

(1) 審査方法

提案内容は、本市が設置する「奄美市公共施設等民間提案制度審査委員会（以下「審査委員会」という。）」において、提出書類及び提案者によるプレゼンテーション、ヒアリングにより総合的に審査する。

(2) 選定方法

優先交渉権者の選定は、(3) 評価項目に沿って審査し、総得点が最も高い者を優先交渉権者として特定し、その者が複数ある場合には、評価項目のうち「提案内容」の点数が高い者を上位とする。ただし、提案内容審査における総得点が配点総数の6割未満の場合は不採択とする。

(3) 評価項目

評価項目	評価のポイント	審査の視点	配点
事業スケジュールおよび財政状況	・実現可能性	・実施可能なスケジュールや提案（体制、事業実績）	10
		・実現可能な財政状況	10
提案内容	・公益性	・公共性や地域性の視点を持った提案	10
		・地域の交流につながる提案や地域の理解を得られる提案	10
	・事業効果	・市民サービスの向上	10
		・施設の機能向上	10
		・雇用の創出や地域経済の活性化	10
	・独自性	・独自のアイデアや工夫がある提案	10
提案の効果	・本市の政策との整合性	・本市の政策の実現への寄与	10
	・財政効果	・本市の財政負担の軽減に資する提案や新たな財源の獲得に有効な提案	10
合計			100

11. その他

(1) 提案いただいた内容を全て事業化するものではなく、詳細協議を踏まえ決定する。

(2) 優先交渉権者として協定締結後は、採択した提案を各種説明資料に使用することがある。

(3) 優先交渉権者となった場合であっても、議会の議決又は承認が必要な提案内容について、可決又は承認が得られない場合、契約及び事業は実施されないものとする。

12. 連絡先及び書類提出先

〒894-8555 鹿児島県奄美市名瀬幸町 25 番 8 号（奄美市役所名瀬総合支所 4 階）

奄美市 総務部 財政課 公共施設マネジメント推進室

電 話 0997-52-1125

メー ル ppp@city.amami.lg.jp